

第四十八回国会 内閣 委員会議録 第三十二号

昭和四十年四月十四日(水曜日)

午後三時二十二分開議

出席委員

委員長 河本 敏夫君

理事 荒松清十郎君

理事 佐々木義武君

理事 八田 貞義君

理事 村山 喜一君

理事 天野 公義君

理事 池田 清志君

理事 高瀬 傳君

理事 辻 寛一君

理事 藤尾 進君

理事 西ヶ久保重光君

理事 大出 俊君

理事 檜輪弥之助君

出席國務大臣

國務大臣 増原 恵吉君

出席政府委員

總理府総務長官 白井 莊一君

總理府事務官 (行政管理庁行政管理局長) 井原 敏之君

委員外の出席者

議員 八田 貞義君

議員 茨木 純一君

議員 専 門 員

本日の会議に付した案件

行政監理委員会設置法案(内閣提出第一三〇号)

(予)

旧勲章の年金受給者に関する特別措置法案(八田貞義君外十三名提出、衆法第二三三号)

農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案(内閣提出第七七号)

○河本委員長 これより会議を開きます。去る三日予備付託になりました行政監理委員会設置法案を議題といたします。

行政監理委員会設置法案

〔本号末尾に掲載〕

○河本委員長 趣旨の説明を聴取いたします。増原國務大臣。

○増原國務大臣 ただいま議題となりました行政監理委員会設置法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昨年九月、臨時行政調査会から行政制度及び行政運営の改善に關し、広範な意見が内閣總理大臣に提出されました。政府はこれを尊重して、臨時行政調査会の改革意見は、これを尊重するたてまえをとり、内閣に行政管理庁長官は本部長とする行政改革本部を設け、改革意見について審議し、行政改革の実現を推進することといたしております。

臨時行政調査会の改革意見は、何ぶんにも広い範囲にわたっており、すでに実施済みのもの、運営上のくふうで実施可能なものほか、その実施をはかる上に、さらに検討を加えることが適当と認められるものも含まれております。政府は、これらの点を検討した結果、その意見のうち、まず、行政監理委員会の設置の実現をはかることを緊要と判断いたしましたので、さしあたり行政管理庁にこれを設置することをきめ、提案いたしました次第であります。

臨時行政調査会の意見においては、行政監察に民間の意見を導入し、その機能を強化し、あわせて行政制度及び行政運営の改善に關する重要事項を検討させるため、行政監理委員会を設けることを提案しております。

政府は、この意見の趣旨を尊重し、内閣の国会に対する責任の態勢を十分に考慮の上、行政監理委員会を設けることとし、もって民間の有識者のすぐれた識見を取り入れ、行政の簡素能率化と合理化をはかり、行政の近代化を推進しようとするものであります。

次に、法案の概要について御説明いたします。

行政監理委員会は、国家行政組織法第八条の規定に基づく機関として行政管理庁に設置いたすものであります。

行政監理委員会の所掌事務は、重要な行政制度及び行政運営に關して審議し、行政管理庁長官に意見を述べ、並びに行政管理庁長官の諮問に答申することが第一点であり、行政監察の方針及び基本計画、監察の結果に基づく重要な報告事項について審議し、行政管理庁長官に意見を述べ、並びに行政管理庁長官の諮問に答申することが第二点であります。

行政監理委員会には、これらの所掌事務を遂行するため、行政管理庁長官を通じて関係行政機関から、資料の提供、説明を求めめる権限を与えることといたしました。行政管理庁長官が行なう権限の行使と重複しないよう調整をはかることといたしました。

行政監理委員会から行政管理庁長官が意見、答申などの提出を受けた場合は、これを尊重しなればならないものといたしました。

行政監理委員会は、所掌事務に關して必要があるとき、行政管理庁長官を通じて、内閣總理大臣に意見を述べることができるといたしました。

行政監理委員会は、委員長及び委員六人で組織し、委員長は行政管理庁長官をもってこれに當り、委員は、行政の改善問題に關してすぐれた識見を有する者のうちから、兩議院の同意を得て、

内閣總理大臣が任命するものいたしました。行政監理委員会の職務は、行政管理庁長官官房で処理することといたしました。

本法の施行は、昭和四十年七月一日を予定しておりますが、これに伴い行政審議会は残務処理のため若干の猶予期間を置いて廃止することといたしました。

以上が本法案を提案しました理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○河本委員長 八田貞義君外十三名提出の旧勲章の年金受給者に関する特別措置法案を議題といたします。

旧勲章の年金受給者に関する特別措置法案

〔本号末尾に掲載〕

○河本委員長 提出者より趣旨の説明を聴取いたします。八田貞義君。

○八田委員 ただいま議題となりました自由民主党、民主社会党の共同提案にかかる旧勲章の年金受給者に関する特別措置法案について、提出者を代表いたしまして提案の理由を御説明いたします。

戦後二十年、この困難にわが国の経済は順調に再建発展しまして、国民生活も一年と向上をたどりつつあります。この間にあって旧金勲章受給者におかれれば、かつて支給されておりました年金は打ち切られ、その経済的期待権を喪失し、経済的また精神的に不遇のうちに老残の日々を送っている人々も多いのであります。まことに憫愍の情にたえないものがあります。

御承知のごとく、旧金勲章年金令は、明治二十七年勅令第百七十三号によって制定されまし

た。その後、この年金令は昭和十六年に至り勅令第七百二十五号によりまして廃止されましたが、同時にまた、この勅令により昭和十五年四月二十九日以前の叙賜者につきましては、旧令によつて年金は下賜されたのであります。しかるに終戦後昭和二十一年三月に至りまして、この勅令は、昭和二十年十二月末を限りとして廃止され、一切廃止されることとなつて今日に至つておるのであります。よつて、本法律によりまして、これらの人々の処遇改善をはかるため、特別の措置を講じようとするのであります。

本法律案の要旨は、本法施行の日において生存する旧金満勲章年金受給者にして満六十歳に達しておられる方々並びに昭和三十八年四月一日において六十歳に達したもので本法の施行の日までの期間において死亡された方々に対し、旧制の功級による區別なく、その処遇の改善の一端として金七万円の一時金を特別措置として支給しようとするものであるとあります。その認定は、これを受けようとする者の請求に基づきまして、内閣総理大臣が行なうこととしております。

なお、この法律の実施のための手続その他につきましては、政令をもつて定めることとしております。以上をもちまして提案の趣旨説明といたします。何とぞ本委員会におかれましては、慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。

○河本委員長 ……(発言する者多く、聴取不能)  
〔発言する者、離席する者多し〕

農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案  
〔本号末尾に掲載〕  
○日井政府委員 ……(発言する者多く、聴取不能)  
〔発言する者、離席する者多し〕

○河本委員長 ……(発言する者多く、聴取不能)  
御着席願います。  
ただいま長官の説明は終わりましたので、この際暫時休憩いたします。  
午後三時三十二分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

〔参照〕  
行政監理委員会設置法案

行政監理委員会設置法

〔目的及び設置〕

第一条 行政制度及び行政運営の改善に資するため、行政管理庁の機関として、行政監理委員会(以下「委員会」といふ。)を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項に関して、審議し、行政管理庁長官(以下「長官」といふ。)に意見を述べ、及び長官の諮問に答申する。  
一 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号。以下「法」といふ。)第二条第一号から第三号までに規定するもののうち重要なものに関する事。  
二 法第二条第四号及び第四号の二に規定する審査の方針の決定に関する事。  
三 法第二条第四号に規定する各行政機関の機構の新設及び廃止のうち重要なものに関する審査に関する事。  
四 法第二条第四号の二に規定する法人の新設及び廃止に関する審査に関する事。  
五 法第二条第十一号に規定する監察(以下「監察」といふ。)の方針及び基本計画の決定に関する事。  
六 監察の結果に基づく重要な報告事項に関する事。

2 委員会は、所掌事務に関し、必要があると認めるときは、長官を通じて、各行政機関の長に

対し、資料の提出及び説明を求めることができ

る。  
3 前項の規定に基づく資料の提出及び説明の要求と法第四条第二項の規定に基づく資料の提出及び説明の要求とは、相互に重複しないよう調整されなければならない。  
(意見等の尊重)

第三条 長官は、委員会から、前条第一項の規定による意見又は答申を受けたときは、これを尊重しなければならない。  
(内閣総理大臣に対する意見の申出)

第四条 委員会は、所掌事務に関し、必要があると認めるときは、長官を通じて、内閣総理大臣に意見を述べることが出来る。  
(組織)

第五条 委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。  
(委員長)

第六条 委員長は、長官をもつて充てる。  
2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。  
3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。  
(委員の任命)

第七条 委員は、行政の改善問題に関してすぐれた意見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。  
2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合に於いて、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することが出来る。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員を罷免しなければならない。  
4 次の各号の一に該当する者は、委員となるこ

とが出来ない。  
一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者  
二 禁錮以上の刑に処せられた者  
(委員の任期)

第八条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 委員は、再任されることが出来る。  
(委員の失職及び罷免)

第九条 委員は、第七条第四項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失うものとする。  
2 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行が出来ないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することが出来る。  
(会議)

第十条 委員会は、委員長が招集する。  
2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることが出来ない。  
3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に事故がある場合における第二項の規定の適用については、第六条第三項に規定する委員は、委員長とみなす。  
(委員の職務)

第十一条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。  
第十二条 委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。  
一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。  
二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くは、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とす

ることが出来ない。  
一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者  
二 禁錮以上の刑に処せられた者  
(委員の任期)

る業務を行なうこと。

(委員の給与)

第十三条 委員の給与は、別に法律で定める。

(庶務)

第十四条 委員会の庶務は、行政管理庁長官官房において処理する。

(政令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十年七月一日から施行する。ただし、第七条第一項中両議院の同意を得ることに關する部分は公布の日から、附則第四項中行政管理庁設置法第六条、第七条及び第九条の改正規定は昭和四十年十一月三十日までの間において政令で定める日から施行する。

(最初の委員の任命)

2 この法律の施行後最初に任命される委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第七条第二項及び第三項の規定を準用する。

(経過措置)

3 長官は、委員会が審議することを適当とする事項については、行政審議会に諮問しないものとする。

(行政管理庁設置法の一部改正)

4 行政管理庁設置法の一部を次のように改正する。

第六条及び第七条を次のように改める。

(附屬機関)

第六条 行政管理庁に、附屬機関として統計審議会を置く。

第七条 削除

第九条中「前二条」を「前条」に改め、「行政審議会及び」を削る。

第十条中「及び政務次官」を、「政務次官並びに行政監理委員会の委員長及び委員」に改め、

同条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

(機関)

第十条 行政管理庁の機関として、行政監理委員会を置く。

2 行政監理委員会の組織及び所掌事務については、行政監理委員会設置法(昭和四十年法律

第 号)の定めるところによる。

(特別職の職員に關する法律の一部改正)

5 特別職の職員に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十二号の次に次の一号を加える。

十二の四 行政監理委員会委員

別表第一中「労働保険審査会委員」を「労働保険審査会委員」に改める。

理由

行政制度及び行政運営の改善に資するため、行政管理庁の機関として、行政監理委員会を設置し、その組織及び所掌事務等について所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

旧勲章の年金受給者に関する特別措置法案

旧勲章の年金受給者に関する特別措置法案

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、旧勲章の年金受給者のかつて受けていた経済的処遇が失われ、かつ、老齢に及び、その処遇の改善を図るため、特別の措置として一時金を給することに関する事項を定めることとする。

(一時金の受給権者)

第二条 昭和二十年十二月三十一日において旧勲章年金令(明治二十七年勅令第百七十三号)による年金(同令第三条の規定によるものを除く)を受ける権利を有していた者で次の各号に掲げるもの(以下「旧勲章の年金受給者」という)には、一時金を給する。

一 昭和三十八年四月一日において、六十歳以上の者で日本の国籍を有していたもの

二 昭和三十八年四月一日後に六十歳に達した者でその達した時に日本の国籍を有するもの

(一時金の額)

第三条 一時金の額は、七万円とする。

(認定)

第四条 一時金を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、内閣総理大臣が行なう。

(一時金を受けることができる者)

第五条 旧勲章の年金受給者で、昭和二十一年一月一日から昭和三十八年三月三十一日(第二条第二号に掲げる者については、その者が六十歳に達した日の前日)までの間に死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたものには、一時金を給しない。

(一時金を受ける権利の受継)

第六条 一時金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給すべき一時金であつて、その者の死亡前に支給してないものがあるときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の一時金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者がその死亡前に一時金の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の一時金を請求することができる。

3 前二項の場合において、同順位の前相続人が数人あるときは、その一人のした一時金の請求又はその支給の請求は、全員のための金額につきしたものとみなし、その一人に対してした一時金を受ける権利の認定又はその支給は、全員に対してしたものとみなす。

(異議申立期間)

第七条 一時金に關する処分についての異議申立に關する行政不服審査法(昭和三十七年法律

第六十号)第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。

(時効の中斷)

第八条 一時金に關する処分についての異議申立ては、時効の中斷については、裁判上の請求とみなす。

(時効)

第九条 一時金を受ける権利は、四年間行なわな

いときは、時効によつて消滅する。

(受給権の保護)

第十条 一時金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

(非課税等)

第十一条 一時金については、その支給を受けた金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。

2 一時金に關する書類には、印紙税を課さない。

(一時金の支給)

第十二条 第二条に規定する一時金の支給に關する事務は、郵政大臣が取り扱ふことができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により取り扱ふ事務を処理する場合において、特に必要があるときは、同項の規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

(事務の委任)

第十三条 内閣総理大臣は、この法律によりその権限に属する事務の一部を、政令で定めるところにより、都道府県知事又は政令で指定する者に委任することができる。

(政令への委任)  
第十四条 この法律に規定するもののほか、一時金の請求、認定及び支給その他この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

附則  
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月一日から適用する。  
(一時金の支給の開始時期)

2 この法律の規定に基づく一時金は、この法律の施行の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日からその支給を始めるものとする。

(総理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条の二に次の一号を加える。  
六 旧勲章の年金受給者に給する一時金に關すること。

理由

旧勲章の年金受給者のかつて受けていた経済的処遇が失われ、かつ、高齢者については生活能力が低下している状況にかんがみ、その処遇の改善を図るため、特別の措置として一時金を給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約四億六千万円の見込みである。

農地被買収者等に対する給付金の支給に關する法律案

農地被買収者等に対する給付金の支給に關する法律

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、農地被買収者及びその遺族等に対する給付金の支給に關し必要な事項を規

定するものとする。

(定義)

第二条 この法律において「農地被買収者」とは、旧自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号。以下「措置法」という。)第三条第一項若しくは第五項又は農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)第二条第一項第一号の規定により農地を買収された者で、その被買収農地の面積が一畝以上のものをいう。

2 この法律において「被買収農地の面積」とは、第一号に掲げる面積から第二号に掲げる面積を控除して得た面積をいう。

一 措置法第三條第一項若しくは第五項又は農地法施行法第二條第一項第一号の規定により買収された農地(昭和四十年三月三十一日以前に農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第八十條の規定によりその買収前の所有者に売り払われた農地その他政令で定める農地を除く。)に係る次の面積(措置法第十條の面積をいう。以下同じ。)の合計面積

イ 田の面積(北海道の区域内にある田については、その面積に政令で定める割合を乗じて得た面積。次号において同じ。)  
ロ 畑の面積(北海道の区域内にある畑については、その面積に政令で定める割合を乗じて得た面積。次号において同じ。)の百分の六十に相当する面積

二 措置法第十六條第一項又は第二十八條第三項(同條第五項において準用する場合を含む。)の規定により売り渡された農地(昭和二十五年七月三十一日以後に売り渡された農地については、その対価が旧自作農創設特別措置法施行規則(昭和二十一年農林省、大蔵省令第一号)第七條の二の二第一号又は第二号に定める額を基準として定められたものに限る。)に係る次の面積の合計面積

イ 田の面積  
ロ 畑の面積の百分の六十に相当する面積

(給付金の支給)

第三条 次に掲げる者には、給付金を支給する。

一 農地被買収者

二 昭和四十年三月三十一日以前に死亡した個人たる農地被買収者の遺族及び同日以前に解散した法人たる農地被買収者の一親承継人  
2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、給付金は、支給しない。  
一 昭和四十年四月一日において日本の国籍を有しない個人  
二 外国法人、株式会社その他の政令で定める法人その他の団体

3 給付金の支給は、これを受けようとする者の請求に基づいて行なう。

4 前項の請求は、総理府令で定めるところにより、昭和四十二年三月三十一日までに、内閣総理大臣に対して行なわなければならない。

5 前項の期間内に給付金の支給を請求しなかつた者には、給付金は、支給しない。  
(給付金の支給を受けるべき遺族の範囲)  
第四条 給付金の支給を受けるべき遺族の範囲は、次に掲げるものとする。  
一 死亡した者の死亡の当時における配偶者(婚姻の届出をしていなかつたが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)  
二 子、孫及び父母

2 死亡した者の死亡の当時胎児であつた子が、昭和四十年四月一日以後に出生し、かつ、出生によつて日本の国籍を取得したときは、その子は、同日において出生し、かつ、日本の国籍を有していたものとみなす。  
(給付金の支給を受けるべき遺族の順位)  
第五条 給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、次に定めるところによる。

一 前条第一項第二号に規定する順序による。  
この場合において、同項第一号に掲げる配偶者は、先順位の遺族と常に同順位とする。  
二 子のうちに昭和四十年三月三十一日以前に死亡した者があるときは、その者に係る孫は、代襲により他の子と同順位とする。

三 父母については、養父母、実父母の順とする。

2 給付金の支給を受けるべき同順位の子が二人以上あるときは、その一人のした給付金の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした給付金の支給は、全員に対してしたものとみなす。  
(給付金の額)  
第六条 第三條第一項第一号に掲げる者でその被買収農地の面積が一反以上のものに支給する給付金の額は、当該被買収農地の面積(一反に満たない面積は、切り捨てる。)を次の表の上欄に掲げる区分に区分し、その区分に應ずる同表の下欄に掲げる割合を二万円に乘じて得た金額に、順次、当該区分に應ずる被買収農地の面積の反數を乘じて得た金額の合計額とする。ただし、当該合計額が百万円をこえる場合は、百万円とする。

区 分	割 合
一町以下の面積	百分の百
一町をこえ二町以下の面積	百分の五十
二町をこえ三町以下の面積	百分の三十
三町をこえる面積	百分の十

2 第三條第一項第一号に掲げる者でその被買収農地の面積が一反に満たないものに支給する給付金の額は、一万円とする。

3 第三條第一項第二号に掲げる者に支給する給付金の額は、その者に係る死亡し又は解散した農地被買収者につき前二項の規定の例によつて算定した金額と同額とする。

(記名関係の交付)

第七条 給付金は、十年(前条第二項の規定により算定した給付金及び同条第三項の規定により同条第二項の規定の例によつて算定した給付金にあつては、五年)以内に償還すべき記名関係をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 第一項に規定する国債の記名者が死亡した場合は、その一人のした当該死亡した者の死亡前に支払すべきであつた当該国債の償還金の請求又は当該国債の記名変更の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした当該国債の償還金の支払又は当該国債の記名変更は、全員に対してしたものとみなす。

6 前各項に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(支給未済の給付金の支給の特例)

第八條 給付金の支給を受ける権利を有する者が死亡し又は解散した場合において、その者がその死亡前又は解散前に給付金の支給を請求していなかつたときは、その者の一般承継人は、自己の名で、当該給付金の支給を請求することができる。

2 第五條第二項の規定は、前項の規定による請求に基づいて給付金の支給を受けるべき同順位相続人が二人以上ある場合について準用する。

(譲渡又は担保の禁止)

第九條 給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(差押への禁止)

第十條 給付金の支給を受ける権利及び第七條第一項に規定する国債は、差し押えることができない。ただし、国税滞納処分(その例による処分を含む。)による場合は、この限りでない。

(非課税)

第十一條 給付金には、所得税を課さない。

2 給付金に關する書類及び第七條第一項に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に關する書類には、印紙税を課さない。(国債の償還金の支払)

第十二條 第七條第一項に規定する国債の償還金の支払に關する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 前項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

(給付金の返還)

第十三條 不実の申請その他不正の手段により国債の交付を受け、その償還金を受領した者があるときは、内閣総理大臣は、その者に対して、償還金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、内閣総理大臣は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

3 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに第一項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しないときは、内閣総理大臣は、国税滞納処分の例によりこれは処分することができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(権限の委任)

第十四條 この法律により内閣総理大臣に屬する権限は、政令で定めるところにより、都道府県知事その他政令で定める者にその一部を委任することができる。

(総理府令への委任)

第十五條 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、総理府令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

(国債の発行の日)  
2 第七條第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十年六月十六日とする。

(総理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。  
第六條第十六号の次に次の一号を加える。  
十六の二 農地被買収者等に対する給付金の支給に關する法律(昭和 年法律第 号)の施行に關すること。

理由

農地被買収者及びその遺族等に対して給付金を支給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



第一類第一号

内閣委員會議録第三十二号

昭和四十年四月十四日

昭和四十年五月八日印刷

昭和四十年五月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局